

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市中島2407番地の119
氏名 岡山産興 株式会社
代表取締役 木村 節夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可年月日 令和3年6月13日
許可の有効年月日 令和8年6月12日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（発酵，焼却）

産業廃棄物の種類

- 【発酵】 燃え殻（製紙スラッジの炭化物及び鶏糞焼却灰に限る。）、汚泥（有機性汚泥に限る。）、木くず、繊維くず、動植物性残さ（植物性残さに限る。）及び動物のふん尿（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【焼却】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 発酵施設 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 平成 8 年 5 月 23 日 設置
処理能力 燃え殻、汚泥、木くず、繊維くず、植物性残さ及び動物のふん尿 30t/日
- (2) 焼却施設 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1, 5205 番地 1 平成 17 年 12 月 15 日 設置
処理能力 汚泥 5.7t/日、廃油 17.0 t/日、廃プラスチック類 15.8 t/日、
その他産業廃棄物 43.0t/日、全体 36.2 t/日
許可年月日 平成 17 年 9 月 30 日 許可番号 第 A09036 号
- (3) 保管施設（発酵）
ア 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 25m²、燃え殻 50m³、屋内保管
イ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 25m²、汚泥、植物性残さ及び動物のふん尿 50m³、屋内保管
ウ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 25m²、木くず 50m³、屋内保管
- (4) 保管施設（焼却）
ア 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.1m²、汚泥 1m³、容器保管
イ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 0.7m²、廃油 1m³、容器保管
ウ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.1m²、廃酸 1m³、容器保管
エ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.1m²、廃アルカリ 1m³、容器保管
オ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 68.7m²、廃プラスチック類 134.25m³、屋内保管
カ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 3.3m²、紙くず 2m³、屋内保管
キ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 61m²、木くず 109.8m³、屋内保管
ク 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 3.3m²、繊維くず 2m³、屋内保管

- ケ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.1m², 動植物性残さ 1m³, 容器保管
コ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 2.2m², 動物系固形不要物 4.4m³, 屋内保管
サ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.7m², 金属くず 1.5m³, 屋内保管
シ 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 1.8m², ガラスくず 1.9m³, 屋内保管
ス 広島県神石郡神石高原町大矢 27 番地 1 157.5m², 廃プラスチック類 100m³, 紙くず 60m³,
木くず 100m³, 繊維くず 58m³, 屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 6 月 11 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有